

令和7年6月24日

各 位

石川県吹奏楽連盟
理事長 田中 一宏

令和6年能登半島地震吹奏楽義援金第4次配分について

昨年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」において犠牲になられました皆様に心より哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

当連盟は令和6年能登半島地震吹奏楽義援金を設立し、現在までに全国から2,600万円を超える義援金を頂戴し、現在までに第1次から第3次に分けて1,550万円を各団体に配分致しました。

このたび、新年度の個人登録が完了いたしましたので、以下のとおり義援金の第4次配分を決定いたしました。

令和6年能登半島地震吹奏楽義援金 第4次配分について

1. 下記市町村に団体住所のある加盟団体に対し会員1名あたり下記の金額を団体毎に配分する。
なお、会員は今年度の石川県吹奏楽連盟への登録者とする。

<配分対象市町村>

輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、内灘町

<配分金額>

- ① 輪島市、珠洲市、能登町、穴水町（奥能登地区）

中学校、高等学校 1人あたり3万円

一般団体 1人あたり2万円

- ② 七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、内灘町（その他の能登地区）

すべての団体 1人あたり1万円

2. 該当団体ならびに人数、金額は別紙のとおりとする。
3. 中学校、高等学校においては義援金の受け入れ先は団体長とする。
（吹奏楽部、顧問個人口座への送金は不可とする。）
4. 該当団体へは連盟より通知を発送する。団体は同封の申請書を記入し、団体長の押印をして申請を行う。連盟は申請書に記載されている口座に義援金を送金する。
（基本的に第1次、第2次義援金と同一口座に送金する。）
5. 義援金の使途については、吹奏楽の活動全般にわたりご活用いただきたい旨を明示した上で、各団体に一任するが、使用内容の報告を求めることとする。
6. 第4次配分は6月25日（水）より開始し、可能な限り7月31日（木）までに終了する。

令和6年能登半島地震吹奏楽義援金 第4次配分額

	団体名	人数	配分額
1	すず吹奏楽団Junior	16	¥480,000
2	能登町立柳田中学校吹奏楽部	4	¥120,000
3	能登町立能都中学校吹奏楽部	33	¥990,000
4	穴水町立穴水中学校吹奏楽部	13	¥390,000
5	輪島市立輪島中学校吹奏楽部	11	¥330,000
6	輪島市立門前中学校吹奏楽部	6	¥180,000
7	石川県立飯田高等学校吹奏楽部	8	¥240,000
8	石川県立能登高等学校吹奏楽部	12	¥360,000
9	石川県立輪島高等学校吹奏楽部	11	¥330,000
10	日本航空高等学校石川吹奏楽団	26	¥780,000
11	石川県立門前高等学校吹奏楽部	4	¥120,000
12	石川県立穴水高等学校吹奏楽部	6	¥180,000
13	宇出津吹奏楽研究会	11	¥220,000
14	Ki-mama Saxophone Ensemble	4	¥80,000
15	珠洲吹奏楽団	32	¥640,000
16	羽咋ジュニア吹奏楽団	18	¥180,000
17	七尾市立七尾中学校吹奏楽部	35	¥350,000
18	七尾市立七尾東部中学校吹奏楽部	30	¥300,000
19	七尾市立能登香島中学校吹奏楽部	11	¥110,000
20	七尾市立中島中学校吹奏楽部	5	¥50,000
21	羽咋市立羽咋中学校吹奏楽部	29	¥290,000
22	宝達志水町立宝達中学校吹奏楽部	30	¥300,000
23	志賀町立志賀中学校吹奏楽部	9	¥90,000
24	内灘町立内灘中学校吹奏楽部	42	¥420,000
25	羽咋市立邑知中学校吹奏楽部	12	¥120,000
26	中能登町立中能登中学校吹奏楽部	22	¥220,000
27	石川県立鹿西高等学校吹奏楽部	11	¥110,000
28	石川県立七尾高等学校吹奏楽部	27	¥270,000
29	石川県立七尾東雲高等学校吹奏楽部	8	¥80,000
30	石川県立田鶴浜高等学校吹奏楽部	5	¥50,000
31	石川県立羽咋高等学校吹奏楽部	16	¥160,000
32	鵬学園高等学校吹奏楽部	18	¥180,000
33	なかのと奏友会	5	¥50,000
34	七尾吹奏楽団	7	¥70,000
35	SAI	2	¥20,000
	総 額		¥8,860,000

参考

第1次配分金額	¥7,620,000
第2次配分金額	¥7,280,000
第3次配分金額	¥600,000
第4次配分金額	¥8,860,000
義援金配分総額	¥24,360,000